

# 中国の研究資金制度に係る調査報告

## —中央政府傘下の研究機関の概況—

平成 19 年 7 月

JST 研究開発戦略センター

— 目次 —

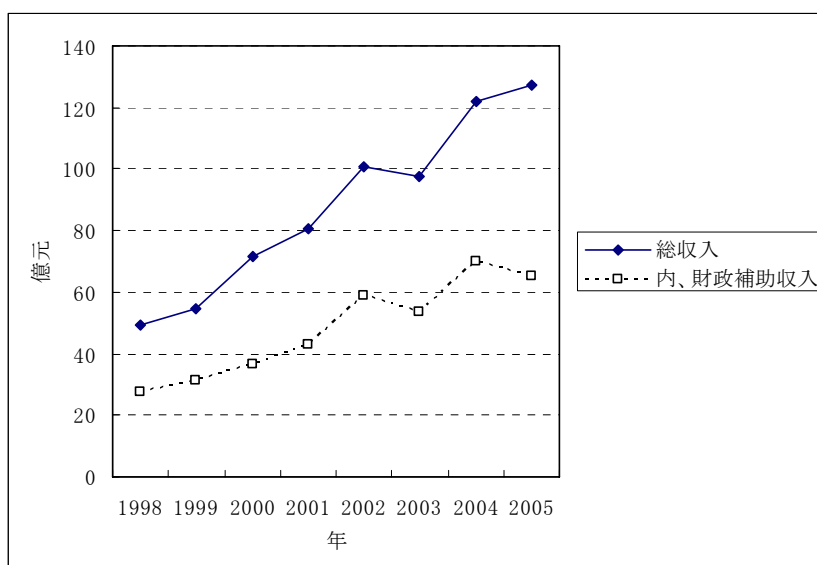
1. はじめに .....	3
2. 調査対象機関 .....	4
3. 中国における研究資金制度 — 調査結果概要 — .....	5
3.1 基盤的資金 .....	5
3.2 競争的資金 .....	7
4. 主要な科学研究プロジェクト資金 .....	10
4.1 863計画 (ハイテク研究発展計画) — 科学技術部 .....	10
4.2 973計画 (国家重点基礎研究発展計画) — 科学技術部 .....	11
4.3 国家重点実験室計画 — 科学技術部 .....	12
4.4 国家自然科学基金委員会 (NSFC) .....	12
5. 科学研究プロジェクトに係る各種制度 .....	13
5.1 国務院「国家中長期科学技術発展計画綱要 (2006-2020年)」関連政策の実施に関する通知 (2006/2/7) .....	13
5.2 「財政部科学技術部の中央財政科学技術経費管理に対する若干の意見」に関する国務院弁公庁による代理公布通知 (2006/8/21) .....	15
5.3 政府調達法 (2003/1/1 実施) .....	16
5.4 「国家科学研究計画実施課題制管理規定」 (2001/12/20) .....	17
5.5 基礎研究における資金管理制度の事例: NSFCにおける資金管理関連法 .....	18
5.6 応用研究における資金管理制度の事例: 863計画における資金管理関連法 .....	19
6. 参考情報: 中国科学院の体制改革/知識革新プロジェクト .....	20

## 1. はじめに

本報告では、中国の省庁あるいは国務院直属事業単位傘下の研究機関（具体的には中国科学院等）における研究資金のファンディング制度についての調査結果をとりまとめた。

日本における国立研究機関の資金制度に対する議論は、「従来国が提供してきた基盤的資金を減らす」位置付けであるのに対し、中国では「政府の基盤的資金の提供が増額する中、競争的資金や事業等による収入も稼ぐ」との位置付けとなる（図表1）。

図表1：中国科学院所属研究所における収入（総額、1998-2005年）



注：総収入と財政補助収入の差額は、科学研究収入（競争的資金）・経営収入等  
 （出典）中国科学院 Annual Report 2006 のデータに基づく

また、中国は現在、各種制度改革の途上にあり、研究資金のファンディング制度は欧米や日本の取り組みを参考に正に制度構築を行っている最中である。今回の調査結果はあくまで2007年7月時点の状況に過ぎず、今後とも制度は変化することを念頭に起いていただきたい。更には、整備されたばかりのルールに現場の運用が追いついていない面も多々ある点にも留意されたい。

このように、日中間の研究資金のファンディング制度には、様々な前提条件の違いはあるものの、「競争的資金を獲得できる優秀な機関に対しては、基盤的資金も多く配分する」等、トップレベル機関を育成するという意味においては日本にとって参考となる取り組みが見られた。両国の違いを見据えながらも、学ぶべき点は取り入れ、日本の研究資金制度をより効果的に構築する上で、本調査結果が参考となれば幸いである。

## 2. 調査対象機関

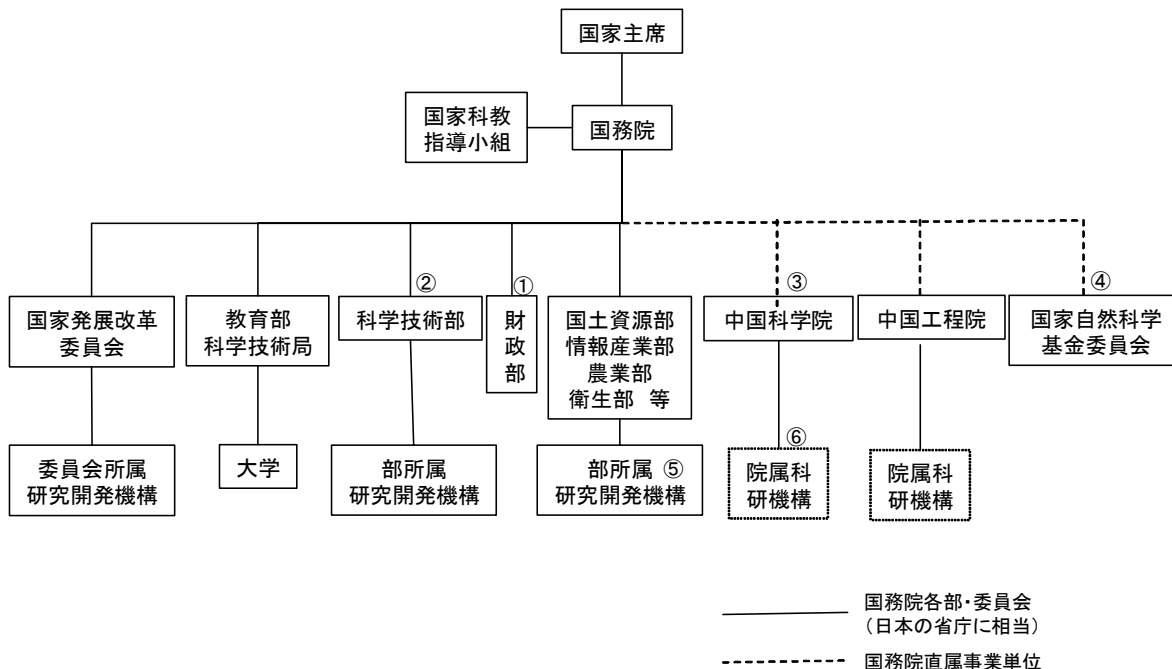
中国における主要な国立研究機関には、国務院各部・委員会（日本の省庁に相当する機関）所属の研究機関と国務院直属事業単位所属の研究機関とがある。

今回は、中国の研究機関における研究資金制度に係る全体的な状況を俯瞰するため、

- ・ 各研究機関を所管する国務院傘下の部・委員会・直属事業単位（下図①～④）
    - ①財政部：日本の財務省に相当する機関
    - ②科学技術部：日本の文部科学省に相当する機関
    - ③中国科学院：傘下に約 90 の研究所を抱える、中国最大の研究機関
    - ④国家自然科学基金委員会：ファンディングエージェンシー
  - ・ 部・委員会（省庁）所属の研究機関（下図⑤）：中国医学科学院薬物研究所（衛生部傘下の研究機関）
  - ・ 国務院直属事業単位の研究機関（下図⑥）：中国科学院生物物理研究所
- の取組状況についてインタビュー等の調査を行った。

なお、科学技術部所属の研究開発機構は、JST の情報事業や NISTEP の政策研究等に相当する研究を行っている機関で、いわゆる自然科学研究を主体的に行っていないため、今回の調査対象から外した。

図表 2：中国の政府機関の構造（科学技術関係機関のみ）



注：上図は以降の説明に必要な省庁等のみを抜粋したものである。

### 3. 中国における研究資金制度 —調査結果概要—

#### 3.1 基盤的資金

＜ポイント＞

- ・ 中央政府の方針：中国では競争的資金の比率が高すぎるため、様々な弊害が生じているとの指摘を受け、基盤的資金を増やすこととなった。特に、市場メカニズムに依存した資金配分が難しい分野（基礎研究等）に対して重点的に資金投入を行うとの方針。
- ・ 中国科学院の方針：基礎研究を担う研究所に対しては、応用研究を担う研究所よりも基盤的資金の割合を増やすなど、研究所の性質に応じた配分が行われている。また、競争的資金を多く獲得すれば、それに応じて基盤的資金も多く配分するメカニズムが組み込まれている。
- ・ 政府調達に関しては、今後「自主イノベーション促進」の観点が取り入れられる。

##### 3.1.1 基盤的資金と競争的資金の配分比率

- ・ 中国の科学技術関連経費は 70%以上が競争的資金で、運営費・人件費等を含む基盤的資金は 30%以下（財政部内部資料に基づく数値）。全体的に資金が不足しており、基盤的資金から研究費が出る割合は極めて小さい。
- ・ 研究所の性質に応じて、基盤的資金と競争的資金の配分比率が異なる。
  - 中国科学院の場合、次の様な観点で基盤的資金が配分される。
    - 1) 基礎研究を担う研究所は、応用研究を担う研究所よりも基盤的資金の割合を増やすなど、研究所の性質に応じた配分がなされている。  
また、競争的資金を多く獲得すれば、それに応じて基盤的資金も多く配分するメカニズムが組み込まれている。
    - 2) イノベティブな人材の数に応じた資金配分を行っている。  
「イノベティブな人材の数」の定義については、本部とのネゴシエーションがあり、このプロセスは競争的といえる。  
⇒基盤的資金といえども、金額を決定するプロセスは日本と比較すると競争的。
  - 昨年 8 月には、市場メカニズムに依存した資金配分が難しい分野（基礎研究、先端技術、重要な共通キーテクノロジー研究開発等、社会公益性の高い研究）に対して重点的に資金投入するとの政府方針が打ち出された。（5.2 参照）
- ・ 中国では競争的資金に基づく研究が多いため、研究者は研究の中身に集中できず、プロジェクトの申請、報告、プロジェクト獲得に向けた人間関係づくり等にふりまわされてしまう等の弊害が生じていることが問題視された。このため、競争的資金を減らすとの方針が決定した。

### 3.1.2 基盤的資金の繰越・流用

- ・ 事業費は基本的に繰越可能。金額の上限に関する規定もない。ただし、以下のような前提条件がある。
  - 財政部が毎年各機関にどの程度剰余金があるのかを確認する。
  - 繰り越した経費は、プロジェクト用の専用資金と一般資金とに分かれる。プロジェクト専用資金に関しては引き続き研究プロジェクトに活用しなければならない。
  - 一般資金は財政部の同意を得る必要があるが、実質的には各研究所の裁量で使用可能。

### 3.1.3 政府調達における契約

- ・ 物品購入の際には法律（政府調達法）に基づき購入する必要がある。サービスの調達を行う際には、日本と同様に競争入札を行う必要がある。ただし、実際には各研究機関が随意契約を行っているのが現状。
- ・ 政府調達は、国家中長期科学技術発展計画で掲げる「自主イノベーション」促進の観点が今後、取り入れられることとなる。（5.1 参照）

### 3.2 競争的資金

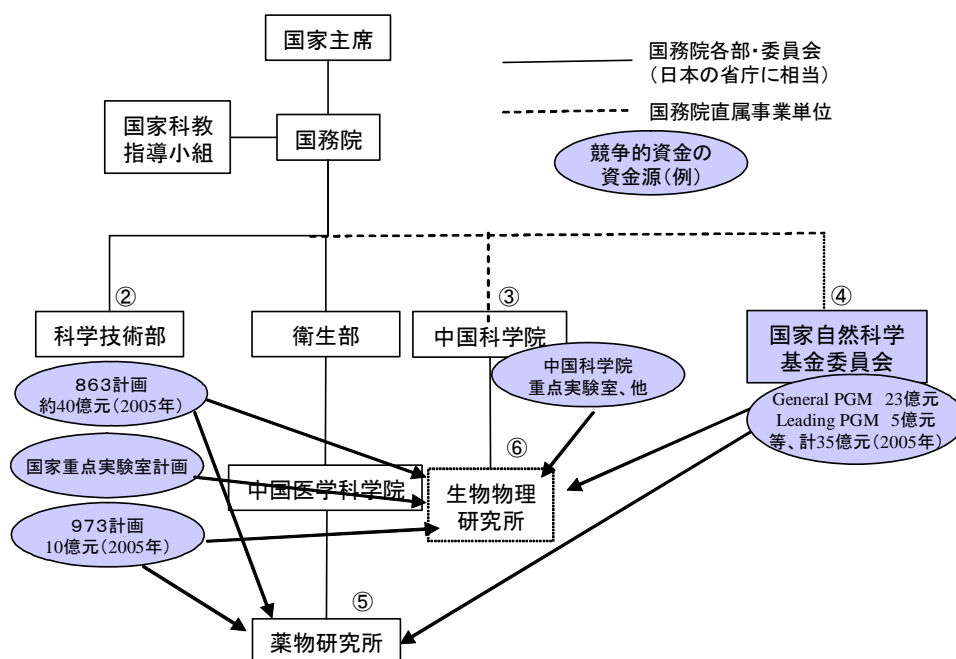
<ポイント>

- 全体的に、基礎研究に係る資金は極めて柔軟に運用されているのに対し、応用研究に係る資金は厳密に管理されている。
- 複数年度にまたがるプロジェクトであっても、プロジェクト期間中であれば年度を超えた資金繰越は極めて柔軟に行うことができる。
- 研究成果により生じた収入は、基本的には研究所のもの。各研究所や研究員が研究所からのスピンオフ企業等の株を所有しているケースが衛生部及び中国科学院傘下の研究機関でみられた。ただし、レノボの様に大きくなると中国科学院本部にも収入が入る仕組みづくりが個別対応で行われる。

#### 3.2.1 競争的資金の資金源

- 中国では科学技術部の競争的資金（863計画、973計画等）と国家自然科学基金委員会の競争的資金が各省庁及び国務院直属事業単位の研究機関等へ幅広く配分されている。（下図参照）
- 一方、中国科学院は傘下の研究機関に配分する競争的資金を持っている。（衛生部は今後、独自の所管領域への配分を目的とした競争的資金枠を作る方針）

図表3：中国における競争的資金配分のルート（イメージ図）



(出典) 各研究所へのインタビュー結果に基づき作成。

資金の金額は「中国科技統計年鑑 2006」に掲載されている政府予算額に基づく。

### 3.2.2 プロジェクト経費の流用

中国の競争的資金は、その性質に応じて次の様な運用形態に分かれる。

- ・ 基礎研究に係る資金：極めて柔軟に運用されている。例えば、NSFCの資金の場合、プロジェクト経費全額に対して、人件費や旅費の比率に上限を設け、その範囲内であれば、自由に流用可能。
- ・ 応用研究に係る資金：極めて厳密に管理されている。例えば、科学技術部の863計画の資金は経費間の流用が10%以内（ただし、管理費等一部流用不可の費目有）等の規定がある。（5.6.1 参照）

### 3.2.3 プロジェクト経費の繰越

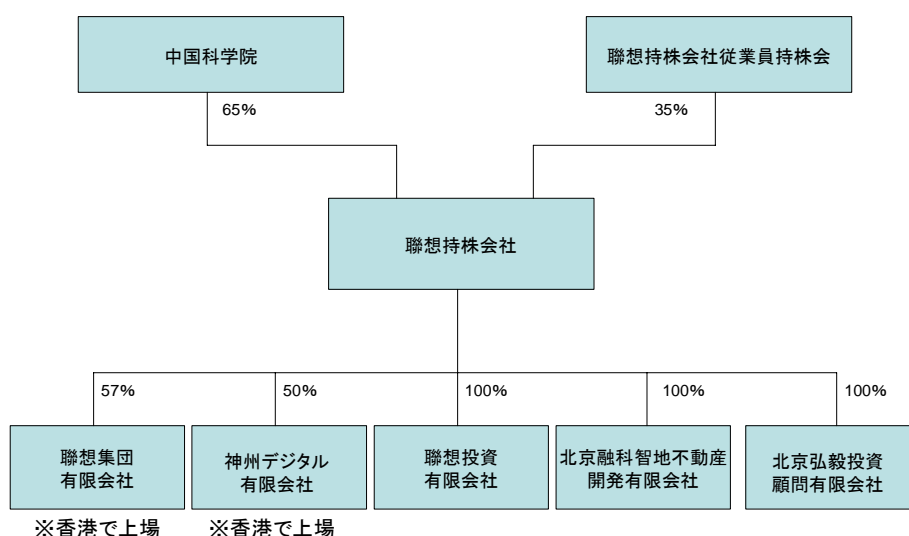
- ・ 経費の繰越基本的に可能。プロジェクト期間中の繰越は、年度報告をきちんと行っていれば特に問題なく繰り越せる。
- ・ 予算配分は、全体の経費を概算した上で、5年プロジェクトの場合は2回に分けて渡す「前2後3（最初の2年分として、プロジェクト開始時に半額を渡し、中間審査を経て後半3年分として残りの半額を渡す）」が一般的。
- ・ プロジェクト終了時に余った資金については、資金配分元のルールによって大きく異なる。
  - 基礎研究の代表的資金源であるNSFCの資金は、プロジェクト完了後余ったとしても返還要求はせず、「他のプロジェクトに活用していただく」との方針。
  - 応用研究の代表的資金源である科学技術部の863計画では、プロジェクト終了時に余った資金を全額科学技術部に返還させる方針。



### 3.2.4 プロジェクトの研究成果に基づく収入の扱い

- ・ 競争的資金の研究成果により生じた収入は、基本的に研究機関のものとする方針。
- ・ 中国科学院からのスピノフであるレノボの様に大きくなると、中国科学院本部が株式の一部を持つなど、個別のネゴシエーションにより本部にも収入が入る仕組み作りが行われる場合がある。
- ・ 中国科学院や衛生部傘下の研究所において、研究所からのスピノフ企業の株を研究員や研究所が保有しているケースが見られた。

図表 4：联想（レノボ）集团の出資構図



(原典) 徐方啓「日中企業の経営比較—その理論と実践」

(出典) 天野論文・大木博巳編著「中国企業の国際化戦略」を参考に作成

### 3.2.5 施設・設備の貸し出し等に基づく収入の扱い

- ・ 施設・装置の共用により生じた収入は、研究機関のものとする方針。ただし、ランニングコストの補填程度の費用しか徴収していない。

### 3.2.6 政府調達における契約

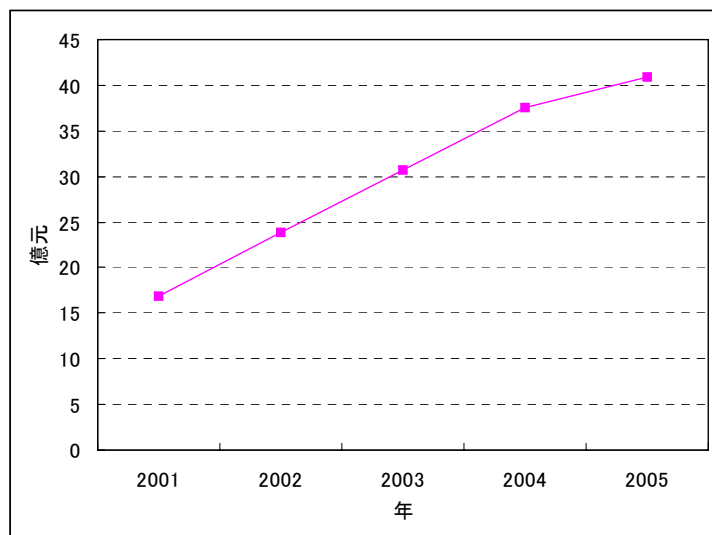
基本的に 3.1.3 に記載した、基盤的資金と同じ。

## 4. 主要な科学研究プロジェクト資金

### 4.1 863計画 (ハイテク研究発展計画) - 科学技術部

ハイテク産業技術の開発を目的としたプログラム。1986年3月に国内の著名な科学者が政府に提言し、これが実現したものであることから、863計画と呼ばれている。21世紀初頭に7分野(バイオテクノロジー、宇宙、情報、レーザー、自動化技術、エネルギー、新素材)で世界レベルに追いつくための科学技術基盤整備を行うことを目指し、開始された。1996年に海洋も対象分野に追加され、現在も継続的に実施されている。

図表5 863計画の中央政府予算額の推移 (2001-2005年)



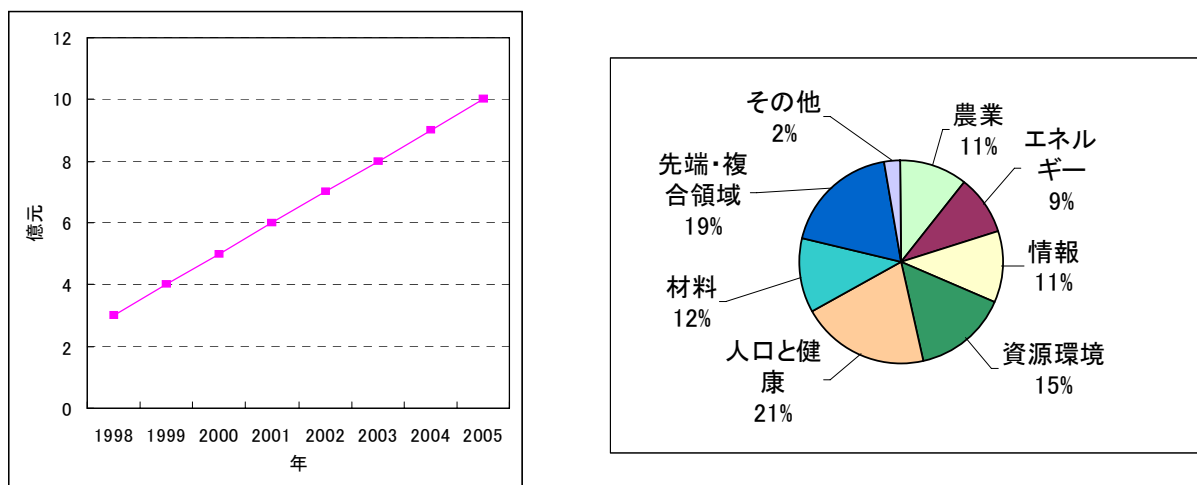
(出典) 中国科学技術部 2006 年年度報告のデータをもとに作成

#### 4.2 973計画（国家重点基礎研究発展計画）－科学技術部

国家の将来の発展に役立つ基礎研究の強化を目的に 1997年3月制定（973計画の名称の由来）、1998年より実施されている基礎研究振興のためのプログラム。重点領域として、農業、エネルギー、情報、資源環境、材料、先端・複合領域が指定されている。

973計画の予算額の推移とその内訳は下図の通りとなっている。

図表6 973計画の予算（中央政府からの専用資金）推移（1998-2005年）と研究分野毎の予算内訳（2005年）



(出典) 中国科技統計年鑑 2006

### 4.3 国家重点実験室計画－科学技術部

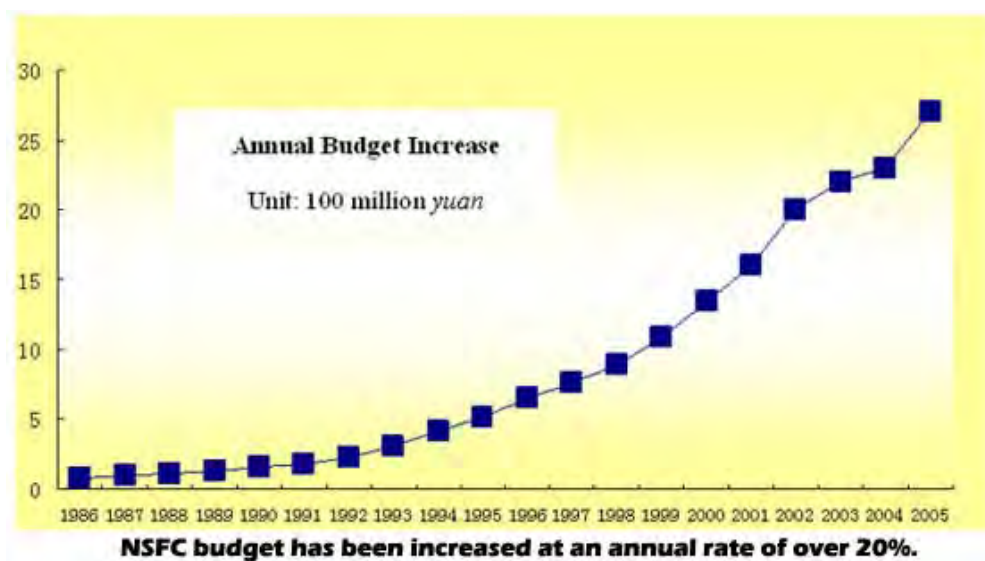
基礎研究のレベル向上と世界レベルへのキャッチアップを図るため、科学技術部、教育部と中国科学院等が中心となり開始。これまでに 181 の国家重点実験室が建設された。国家重点実験室の影響を受け、教育部重点実験室 (157 実験室) と中国科学院重点実験室 (73 実験室) をはじめ、大量の部門別開放実験室や地方政府の重点実験室なども相次いで建設された。

注：実験室数は 2006 年 5 月時点での調査結果

### 4.4 国家自然科学基金委員会 (NSFC)

自然科学の基礎分野 (一部、応用分野を含む) に対して研究資金の配分を行う、国務院直属事業単位である。2005 年の中央政府予算額は 26.95 億元<sup>1</sup>。

図表 7 NSFC の予算推移 (1986-2005 年)



(出典) NSFC ホームページ

<sup>1</sup> 中国科技統計年鑑のデータによると、2005 年の NSFC のファンディング額は 37 億元、中央政府から配分された予算は 26.95 億元となっている。

NSFC の担当者によると、この差額が発生している主な要因は、前年度以前からの繰越金を使用しているためとのこと。NSFC では現在ファンディングシステムを改革中で、これまでに蓄積した繰越予算を積極的に消化している。

## 5. 科学研究プロジェクトに係る各種制度

### 5.1 国務院「国家中長期科学技術発展計画綱要（2006-2020 年）<sup>2</sup>」関連政策の実施に関する通知（2006/2/7）

#### < 予算配分について >

- ・ R&D 資金投入に関するポイントは以下の通り（「1. 科学技術インプット」の第4項より）。
  - 基礎研究、社会公益性の高い研究及び先端技術に対して重点的に予算配分を行う。
  - 研究機関の安定的な運営、政府の科学技術プロジェクト（基金）と科学研究環境整備に係る資金を合理的に配分する。

#### < 政府調達について >

- ・ 自主イノベーション促進を目的とした政府調達を実施（「4. 政府調達」より）
  - 第 22 項：財政資金による自主的イノベーション製品調達制度を確立する。自主的イノベーション製品認証制度を確立し、認定基準と評価体系を確立する。  
(中略)  
国家重要プロジェクトおよび財政資金を用いて重要な設備と製品を調達するプロジェクトにおいて、関係機関は自主的イノベーション製品調達を約束することを立案申請の条件とし、自主的イノベーション製品調達の具体的内容を明確にしなければならない。国と地方政府が投資する重点プロジェクトでは、国産設備の購入比率が一般的に買付総額の 60% を上回らなければならない。自主的イノベーション製品の調達要求に従わない場合、財政部門は資金の支払いを行わない。
  - 第 23 項：政府調達の評価審査方法を改善し、自主的イノベーション製品に優先権を与える。政府は評価審査の中で、自主的イノベーション要素を考慮すべきである。価格評価を主とする入札プロジェクトでは、調達の要求を満たすという条件の下で、優先的に自主的イノベーション製品を調達すべきである。自主的イノベーション製品の価格が一般製品の価格を上回る場合、科学技術水準と市場競争の度合などの要素に基づいて、自主的イノベーション製品にある程度の価格控除を与える。  
(中略)  
自主的イノベーション製品の政府調達契約に関する管理を整える。契約に定められた自主的イノベーション製品の受入れまたは提供を拒否した場合、財政部門は責任を持って改めさせることができる。それに従わない場合、調達資金の支払いを拒否することができる。
  - 第 24 項：自主的イノベーション製品に対する政府の優先調達制度と政府注文制

<sup>2</sup> 今後 15 年の科学技術発展を展望した科学技術中長期計画。

度を確立する。国内企業あるいは科学研究機関が生産または開発した試作品または初めて市場に投入された製品が、国民経済発展の要求と先進技術発展の方向に適合し、大きな市場潜在需要があつて、国の重点的支援を受ける必要があり、且つ政府が先頭を切つてこれを調達すべきものと認定された場合、調達者は直接調達するか政府出資によって調達すべきである。(以降略)

- 第 25 項：国産品認定制度と外国調達製品審査制度を確立する。調達者は『中華人民共和国政府調達法』の規定に基づいて、優先的に国産品を購入すべきである。財政部門は関係部門と共に、国産品認定基準を策定すべきである。必要とする製品を中国国内で獲得できない場合あるいは合理的な商業条件によって獲得できない場合（国外で使用する場合を除く）、調達者は調達を開始する前に、国の権威ある認証機構の証明書による確認を取得すべきである。外国製品を調達する際は、企業の自主的イノベーションあるいは核心技術の消化吸収にプラスとなる原則を堅持し、中国への技術移転を行う製品を優先的に調達すべきである。
- 第 26 項：国防調達における自主的イノベーションへの支援の役割を果たす。国防調達は国内の自主的イノベーション製品と自主的イノベーション技術の購入に立脚すべきである。自主的イノベーション製品と自主的イノベーション技術が国防および国家安全の必要を満たせる場合、これを優先的に調達すべきである。政府部門は国家安全に関わる調達項目に対して、国内自主的イノベーション製品の調達を優先し、自主的イノベーション能力のある企業あるいは科学研究機関との調達契約を優先すべきである。

(出典) 中央人民政府 HP [http://www.gov.cn/zwggk/2006-02/14/content\\_191891.htm](http://www.gov.cn/zwggk/2006-02/14/content_191891.htm)

## 5.2 「財政部科学技術部の中央財政科学技術経費管理に対する若干の意見」に関する国務院弁公庁による代理公布通知 (2006/8/21)

- ・ 財政部と科学技術部が連名で国務院に対して提出した意見書「中央財政科学技術経費管理に対する若干の意見の通知」を国務院がそのまま承認する形で通達。
  - ・ ポイントは以下の通り（「2. 中央財政科学技術インプット構成の最適化」より）。
    - ▶ 市場メカニズムに依存した資金配分を行うことが難しい分野（基礎研究、先端技術、重要な共通キーテクノロジー研究開発等、社会公益性の高い研究）に対して重点的に資金投入する。
    - ▶ 中央の財政投入を主に以下の5分類とする。
      - 1) 国家科学技術プロジェクト（基金等）経費：経済社会の発展、国家安全・科学技術発展に重要な科学技術研究開発、国家自然科学基金等の自由な基礎研究。（訳注：863計画、国家自然科学基金委員会等による競争的資金を指す）
      - 2) 科学研究機構運営費：基礎研究と社会公共研究に従事する科学研究機関の運営保証、科学研究機構の管理体制と運用システムの改革に応じて保証レベルを高める。（訳注：基盤的資金の一部（職員の給与・退職者の年金、光熱費等）。研究機関の管理・運用システムが整備されれば、当該資金の配分を増やす）
      - 3) 基本科学研究業務費：公的科学研究機関内の優秀な人材、研究グループに対する資金助成。（訳注：基盤的資金の一部（研究費）。一人当たり2-3万元程度を各研究機関に配分するとのこと。また、競争的資金の獲得が難しい分野に対して優先的に配分される）
      - 4) 公益性の高い研究分野の科学研究経費：主要な公的科学研究を担う行政部門等（訳注：教育部、衛生部、中国科学院等）に対し、緊急性・将来性・基礎性の高い科学研究を対象に配分。（訳注：基盤的資金の一部）
      - 5) 科学研究環境整備費：科学研究の基本インフラ整備・維持、機器設備の購入、研究基盤の建設等。（訳注：基盤的資金の一部）
- ※ 1) のみ競争的資金。2) ~ 5) は基盤的資金。

(出典) 科学技術部 HP [http://www.most.gov.cn/tztg/200610/t20061025\\_36603.htm](http://www.most.gov.cn/tztg/200610/t20061025_36603.htm)

### 5.3 政府調達法 (2003/1/1 実施)

入札に関連する法令：

第26条 政府調達の主な手段は以下の通り。公開入札を主要な手段とすることを奨励。

- (1) 公開入札
- (2) 指名入札
- (3) 競争的交渉
- (4) 単一出所からの購入
- (5) 相見積
- (6) その他

第27条 購入者は物品またはサービスの購入に当たり、公開入札方式を取り入れるべき。具体的な金額基準は、中央政府予算の政府調達項目については国务院が、地方予算の政府調達項目は、省・自治区・直轄市が規定する。特別な事情により公開入札以外の調達手段を取る場合、調達活動を開始する前に市、自治州以上の政府調達監督管理機関の許可を得る必要がある。

第28条 調達者は公開入札で調達すべき物品とサービスを分けるたり、その他の方法で公開入札を避けてはならない。

第35条 物品とサービスを公開入札で調達する場合、公募から入札者が入札書類を提出するまでの期間を、20日以上とすること。

第42条 (略) 調達書類の保存期限は調達日から15年以上とすること。  
調達書類は調達活動記録、調達予算、入札書類、応札書類、審査基準、評価報告、決定書類、契約書類、質疑応答などの書類と資料を含むべき。  
調達活動記録は少なくとも下記の内容を含むべき。

- (1) 調達項目の種類、名称
- (2) 調達項目の予算、資金構成、契約価格
- (3) 調達方式、公開入札以外の方式を採用する場合、その理由を明記
- (4) 売り側を指名または選択する条件と理由
- (5) 審査基準及び入札者を決定する理由
- (6) 入札中止の理由
- (7) 公開入札以外の方式を採用する場合、相応の記録(訳注：選定理由・調達品目等)

第63条 政府調達項目の調達基準を公開すべし。

調達者は調達活動の後に、調達結果を公開すべし。

第65条 政府調達監督管理機関は政府調達項目の調達活動に対し検査を実施し、政府調達当事者は如実に状況を反映し、関連材料を提出すべし。

(出典) 中央工程建設信息网 <http://law.cein.gov.cn/2.1/zfcgf/zfcgf.htm>



#### 5.4 「国家科学研究計画実施課題制管理規定」 (2001/12/20)

---

- ・ 科学技術部、財政部、国家計画委員会 (当時の組織名)、国家経済貿易委員会の連名で2001年12月20日より施行
- ・ 国家科学研究プロジェクトの経費管理については第17項に「所属組織から人件費(給与)を受け取っているプロジェクト構成員は、プロジェクトから重複して人件費を受け取ることはできない」と規定

(出典) 863計画 HP [http://www.863.org.cn/863\\_105/policy/200404290041.html](http://www.863.org.cn/863_105/policy/200404290041.html)

## 5.5 基礎研究における資金管理制度の事例：NSFCにおける資金管理関連法

### 5.5.1 「国家自然科学基金項目資金助成経費管理方法」

- ・ 第8条 プロジェクトの経費項目は次の通り。
  - 研究経費：科学研究業務費、実験材料費、機器設備費、実験室改装費、協力費を含む
  - 国際協力と交流経費：General Program はプロジェクト経費の15%以内、Leading Program 及び Major Program はプロジェクト経費の10%以内
  - 労務費：General Program はプロジェクト経費の15%以内、Leading Program 及び Major Program はプロジェクト経費の10%以内
  - 管理費：プロジェクト経費の5%以内
- ・ 第28条 プロジェクト資金に基づき購入した資産は国有資産とし、その使用权と経営権はプロジェクト受託機関が持つ。

(出典) NSFC ホームページ [http://www.nsf.gov.cn/nsfc/cen/glb/05/20051201\\_01.htm](http://www.nsf.gov.cn/nsfc/cen/glb/05/20051201_01.htm)

## 5.6 応用研究における資金管理制度の事例：863計画における資金管理関連法

### 5.6.1 「国家ハイテク研究発展計画（863計画）専用経費管理方法」（2006/10/24）

- ・ 国家中長期科学技術発展計画綱要（2006-2020年）実施にあたり、国家ハイテク研究発展計画（863計画）のプロジェクト経費の管理計画を2006年に制定（国[2006]56号に基づき制定）。
- ・ 中国の代表的な競争的資金の1つである、863計画の場合、経費の項目は管理法の第8条に以下の通りに規定されている。
  - 設備費
  - 材料費
  - 測定試験加工費（他の研究グループの設備や人材を活用する際にかかる費用）
  - 燃料動力費
  - 旅費
  - 会議費
  - 国際合作・交流費
  - 出版・文献・情報発信・知識財産権事務費
  - 労務費
  - 専門家諮問費
  - 管理費：プロジェクトの予算規模に応じて、以下の通りに設定される
    - 1) 100万元以下：8%以内
    - 2) 100万元～500万元：5%以内
    - 3) 500万元～1000万元：2%以内
    - 4) 1000万元以上：1%
- ・ 労務費、専門家諮問費、管理費は費目間の流用は一般的に不可。その他の費目については、各項目の10%以下、あるいは5万元以下であれば流用可。

(出典) 863計画 HP [http://www.863.org.cn/863\\_105/means/200610240019.html](http://www.863.org.cn/863_105/means/200610240019.html)

### 5.6.2 「国家科学技術計画知識財産権管理工作に関する規定」（2003/5/19）

- ・ 第11条に、「国家科学技術計画の研究成果及びその知識財産権（ただし、国家安全保障及び国家の重大な公共的利益に係るもの以外）は、研究機関に所属する。」と規定されている。よって、研究成果に応じて得られた収入は、各国立研究所のものとなる。

(出典) 863計画 HP [http://www.863.org.cn/863\\_105/policy/200404290042.html](http://www.863.org.cn/863_105/policy/200404290042.html)

## 6. 参考情報：中国科学院の体制改革／知識革新プロジェクト

- ・ 今回の主な調査対象である中国科学院は、1998年より「知識革新プロジェクト」と称する改革を実施中（1998～2010年の間、3段階に分けて実施）である。本改革は、研究所や研究員の数をほぼ半減させる等のドラスティックなものである。
- ・ 知識革新プロジェクトを進める中、次の様な改革が実現した。

(研究機関数)<sup>3</sup>

- 1998年：123機関
- 2002年：84機関（内、13機関は株式会社化した）

(研究員の給与)<sup>4</sup>

- 改革前：基本給90%、業績給10%
- 改革後（注：平成15年度の調査結果）：基本給20%、職務手当20%、業績成果奨励金60%

(研究者（Regular Staff）数)<sup>5</sup>

- 1998年：62221人
- 2002年：45561人
- 2005年：43140人

(在学大学院生数)<sup>6</sup>

- 1998年：11044人
- 2006年：40627人

<sup>3</sup> NISTEP Report No.81 より

<sup>4</sup> NISTEP Report No.81 より

<sup>5</sup> Annual Report2006 より

<sup>6</sup> 中国科学院藩局長講演資料より